

管理者の兼務許可申請

概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 17 条第 4 項（法第 7 条第 3 項ただし書き準用）の規定、及び「薬局等における兼務の許可に係る取扱要領」に基づく、薬局製造販売医薬品の製造管理者がその製造所以外の場所で業として薬局等の管理その他薬事に関する実務に従事する場合に、薬局製造販売医薬品の製造業者が行う許可申請です。
提出書類	管理者の兼務許可申請書（第 1 号様式） 正副 1 部ずつ提出
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号) TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	不 要
注意事項	○兼務を認める範囲 ①学校保健安全法に基づく学校薬剤師 ②下関市夜間急病診療所において、輪番で従事する薬剤師の業務 (昭和 3 6 年 2 月 8 日付け厚生省薬務局長通知第 3 の 3 に基づく) 兼務が認められない場合がありますので、事前に上記までお問い合わせください。